

気水第61号
平成29年6月9日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会長 殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(依頼)

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、平成29年5月18日をもって、水銀に関する水俣条約の締結国が50カ国に達したため、90日後の8月16日に水俣条約が発効することとなりました。こうした中、5月31日に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第二次答申)」が答申されたことを受け、環境省水・大気環境局大気環境課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴協議会会員の皆様に周知をお願いします。

問合せ先
大気環境グループ 岡田
電話 045(210)4111(直通)
FAX 045(210)8846